

## 1. たばこ対策推進事業費について

先日の代表質疑の市長の答弁で、「今後も喫煙マナーの啓発を継続するとともに、モデル的に喫煙場所を設置するなどの分煙できる環境をつくり効果を検証していきます。条例制定については、こういった環境整備や市民との取組状況を踏まえて、特定区域での喫煙規制など、さらに強制力が必要であり、費用をかけても実施すべきであると判断すれば、条例を制定する考えに変わりはありません。」とありました。

条例制定への勢いが明らかに後退したと感じざるおえません。

また、平成 28 年度の取組みでどのような判断材料が得られたのかも不明であり、そこからなぜ平成 29 年度はモデル的に喫煙場所を設置するなどの分煙できる環境をつくり効果を検証することに繋がるのかも意味が分かりません。

### Q1-1 そこでお尋ねします。

条例制定が必要だと判断するための基準や指標は一体何でしょうか。

また、その判断材料はどのような取組みから得るおつもりでしょうか。

ご見解をお聞かせください。

国が大きな指針を出すのを待っているのか？

課題解決先進都市として、このような姿勢でいいのか？

それとも、国が指針を出してからやった方が補助金などをもらえる可能性があるから、それまで待とうという考えがあるのか？

## 2. 斎場整備事業費について

平成 29 年度予算案では、今後予想される火葬需要の増加に対応するため、通常の火葬業務を行いながら火葬炉を 2 基増設するための設計費が拡充事業として含まれております。今年度は設計費に約 50 万円、そして今後は建設に 1 億 8000 万円をかけて現在 10 基の火葬炉を 12 基に増設し、一日あたりの最大件数を 18 件から 24 件に増やす計画がされております。

### Q2-1 そこでお尋ねします。

火葬炉の増設計画の前に、近隣自治体の斎場と業務連携し、需要の多い冬場でも予約を取りやすくするという工夫はできないのでしょうか。

また、尼崎市民が市内の斎場で予約が取れなかった場合、近隣自治体の斎場を利用しても尼崎市での価格で利用できるような業務提携はできないのでしょうか。

ご見解をお聞かせください。

### 3. 尼崎市ふるさと納税推進事業費について

平成 29 年 6 月から「ふるさとチョイス」というふるさと納税のポータルサイトを利用してクレジット決済を導入することにより、寄附者の利便性を向上させ、本市の寄附件数及び寄附額を増加させるとあります。

ふるさと納税については、平成 26 年 12 月本会議の一般質問から再三にわたり様々な指摘を行い続けてきましたが、その 1 つである「クレジット決済の導入」が平成 29 年 6 月からスタートすることは私個人としては大変うれしく思います。

しかしながら、平成 29 年度の寄附額の目標は平成 27 年度の 2 倍になる 7100 万円を聞いています。

#### Q3-1 そこでお尋ねします。

クレジット決済の導入だけで平成 27 年度の 2 倍にあたる 7100 万円の寄附額が集まるのでしょうか。

目標を達成するための仕掛けを教えてください。

ふるさと納税については、2015 年度の「ふるさと納税」の収支(寄附の受け入れ額と税収の流出額の差)が、525 の自治体で「赤字」になっていることが明らかになっています。

最大の赤字は横浜市で額は 28 億 798 万円、続いて名古屋市 17 億 8701 万円、東京世田谷区 16 億 2855 万円とのことです。

一方で、最大の「黒字」は宮崎県都城市で額は 42 億 758 万円、2 位は静岡県焼津市 37 億 9255 万円、3 位は山形県天童市 32 億 1876 万円と、肉や海産物、地酒などの品質が高いことで知られる地域が並んでいます。

平成 26 年 12 月本会議の一般質問の中でも、「寄附金よりも控除額が上回った場合、ふるさと納税事業は赤字事業と言うこともできるのではないか。PDCA サイクルの C を行う指標の一つとして寄附金と控除額のバランスを見るべきだ。」と指摘させていただきましたが、その時の答弁では「ふるさと納税制度の本来の趣旨である、地域への応援といった意思の表れであり、寄附金額と控除額は、あくまでも別のものとして捉える必要があると考えております。」という内容でした。

#### Q3-2 そこでお尋ねします。

全国でもふるさと納税の「収支」が赤字になっている自治体が話題になっている中、本市においては平成 26 年 12 月本会議の一般質問での答弁通り、これからも寄附金額と控除額は

あくまでも別のものとして捉え、PDCA サイクルの C を行う指標の一つにする必要はないというお考えでしょうか。

ご見解をお聞かせください。

#### 4. 定住・転入促進情報発信サイト事業費について

先日の代表質疑の市長の答弁で、「尼崎バージョン「あまレポ」の導入に向けては、これまで、千葉市への視察を踏まえ、庁内で検討を重ねてまいりましたが、道路や公園などの即時対応が必要な地域への課題解決については、効率化と迅速化を図るため、当面は担当課やコールセンターで対応する現行システムを利用することといたしました。」とありました。

#### Q4-1 そこでお尋ねします。

「道路や公園などの即時対応が必要な地域への課題解決については、効率化と迅速化を図るため、当面は担当課やコールセンターで対応する現行システムを利用する」とありますが、結局は何も変わらない今まで通りという理解でよろしいのでしょうか。効率化と迅速化を図る新たな手立てがあるのであればお示してください。

また、「当面は」というのはいつまでを指すのでしょうか。

ご見解をお聞かせください。

平成 27 年 9 月本会議の一般質問で、「「あまレポ」の導入に障壁はあるか。」という質問に対して、「千葉市で実施している「ちばレポ」の狙いは、行政に寄せられた街の課題をインターネット上に公開し、市民に可視化することで、情報を共有し、行政に頼らずに市民が主体的に街の課題を解決していくところにあると伺っております。特に大きな障壁は無いものと考えておりますが、より有効なものとなるよう、よく検討してまいりたいと考えております。」という答弁がありました。

#### Q4-2 そこでお尋ねします。

平成 27 年 9 月時点では「導入に際して特に大きな障壁は無い」と答弁していたにも関わらず、今回「ちばレポ」とは全く異なるレベルや内容の「あまレポ」の導入をしようとする経緯やお考え、そして何が障壁になっているのかをお聞かせください。

平成 26 年 12 月本会議の一般質問で尼崎バージョン「あまレポ」の導入を提案したところ、市長自らが「今回の市長選挙の公約において、市民とともに進める市民参加型シティプロモーションの推進を掲げておりますが、実はこれは、ご提案の「ちばレポ」の使用を想定していたもので、市民の皆様の参画をいただきながら、本市の課題の一つである都市の魅力の増進に取り組んでいきたいと考えているものです。」という答弁をされました。

**Q4-3 そこでお尋ねします。**

私が提案していた「あまレポ」は行政に寄せられた街の課題をインターネット上に公開し、市民に可視化することで、情報を共有し、行政に頼らずに市民が主体的に街の課題を解決していくシステムです。しかしながら、本家の「ちばレポ」とは全く異なる、もはや別物の「あまレポ」の導入がなされようとしています。これは市長が公約に掲げたことが達成されなかった、できなかったと私は理解しています。市長のご見解をお聞かせください。

**5. 賦課徴収費について**

隣の西宮市では市税などを、インターネットに接続できるパソコンや携帯電話からクレジットカード納付することができます。

納付金額が 10,000 円以下の決済手数料は西宮市が負担し、これを超える手数料については、総務省通知に基づき、クレジットカードを利用しない他の納税者との公平性を保つため、市税収納 1 件あたりの手数料負担を定めています。

納税者は一括払い、分割払い、リボ払いの中から選択することができたため、納税者の負担を軽減する選択肢が増える上に、最近ではクレジットカードでポイントやマイルも貯まるので納税の促進にも繋がります。

**Q5-1 そこでお尋ねします。**

本市でも市税においてクレジットカード納付を導入してはいかがでしょうか。手数料を差し引いたとしても、確実に徴収でき、また、納税者にも様々なメリットがあるため納税の促進にも繋がると思っています。ご見解をお聞かせください。

債権管理について、平成 27 年 3 月末の実質収入未済額は約 150 億円となっており、市庁舎が建て替わるほど巨額なものとなっています。我が会派では、本来入ってくるべき公金を確保することは重要ですし、まじめに納付いただいている市民が多くいる中、資力があるにもかかわらず納付しない悪質な滞納者がいる不公平を是正する。一方で生活困窮者等に対する徴収緩和措置等を行うためにも債権管理の一元化や債権管理条例が必要だと再三に渡り要望しております。その結果、今年 1 月に岩田副市長を座長に「債権管理のあり方検討会議」局長クラス 9 名、ワーキングチームとして課長クラス 10 名を構成メンバーで設置されました。これは「債権管理条例制定」や「債権の一元化」実施に向けて結成されました。この中で、債権管理の一元化や債権管理条例について前向きな議論を重ねていただきたいと思いますが、同時に成功報酬型で債権回収を民間委託することについても議論していただきたいと思います。

**Q5-2 そこでお尋ねします。**

本市においても、市営住宅の家賃徴収では指定管理者に対して、成功報酬型で徴収を委託されていますが、この取組みについて、他の債権にも拡大していくお考えはあるのでしょうか。

また、検討会議ではこれらのことも十分に踏まえて、議論を行っていただけると考えていますが、ご見解をお聞かせください。

**6. 乳幼児健康検診事業費について**

平成 29 年度中に、新たに(仮称)保健福祉センターを市内 2 ヶ所に設置し、各支所や市役所で行っている保健・福祉業務が同センターに集約されます。

我が会派としましては、引き続き市内 6 ヶ所での乳幼児健診実施を訴え、対案も示して議論を重ねてまいりました。

市内 2 ヶ所に集約されることが決まった以上、今までの 6 ヶ所での実施以上のメリットを実感してもらえるようご尽力いただきたいです。

その中で、今までもどうしても手厚くケアできなかった障害児や発達障害のお子さん、また保護者自身が障害者の場合など、その方々へのケアや気遣いをぜひ新たな施設では行ってもらいたいです。

**Q6-1 そこでお尋ねします。**

(仮称)保健福祉センターでの乳幼児健診では、障害児や発達障害のお子さん、また保護者自身が障害者の場合など、その方々へのケアや気遣いをどのように実施するお考えがあるでしょうか。ご見解をお聞かせください。

#### 7. ごみ減量・リサイクル推進事業費について

平成 29 年度予算案で、ごみの減量・リサイクルを更に推進していくため、「ごみ出し忘れ防止アラート」などの機能を搭載したスマートフォン向けの「ごみ分別アプリ」が配信される予定です。

既に伊丹市が導入し、開発済みのアプリを尼崎バージョンにカスタマイズして活用することで導入費用も低額に抑えつつ、レバレッジが効いた取り組みにもなる可能性があり、また、本市のオープンデータ活用の先駆けになればと大変期待もしています。

そのような中、Code for Japan という非営利団体があります。

この団体は、市民参加型のコミュニティ運営を通じて、地域の課題を解決するためのアイデアを考え、テクノロジーを活用して公共サービスの開発や運営をしていく非営利団体です。この支部として、Code for Amagasaki が昨年本市でも立ち上がっており、技術者も含めて様々なバックグラウンドを持った若手が集まりテクノロジーで尼崎のまちを良くしようと活動しています。

#### Q7-1 そこでお尋ねします。

今回の「ごみ分別アプリ」は既に伊丹市が導入しているアプリを開発した会社に委託する予定とのことですが、この会社に委託する経緯を教えてください。

また、本市にも若手を中心とした Code for Amagasaki という団体が存在する中、市内の若手や団体の掘り起しや育成という意味でも、今後この団体と連携していく可能性はありますでしょうか。ご見解をお聞かせください。

8. 要保護・準要保護児童生徒就学援助費等扶助費

経済的理由により就学が困難な市立小・中学校児童生徒の保護者に対して学用品等教育費の一部を援助し、義務教育の円滑な実施に資する目的で、平成 29 年度には 7921 人に対して 2 億 1000 万円ほどの予算が付けられています。

新入学準備品や教材費、修学旅行費の一部など、物品支給ではなく金額が振り込まれます。しかしながら、事前に振込みではなく事後の振込みとなっています。

**Q8-1 そこでお尋ねします。**

経済的理由により就学が困難な生徒の保護者に対して行う援助であり、事後ではなく事前の振込みがより実生活に応じた援助になると思いますが、事前の援助ができない要因はなんでしょうか。教えてください。

国の動向を注視していて、課題解決先進都市と言えるのか。

課題を認識してから解決までどれくらいかけるのか。

課題を解決しようとした時に、財源という壁にぶつかったらどうするのか？諦めるのか？

9. 選挙執行関係事業費について

本年 6 月に尼崎市議会議員選挙が実施されます。前回の市議選での予算は人件費も含めて 1 億 5731 万 6000 円で、投票率はその前の平成 21 年時から 5.96 ポイント落として 41.38% と過去最低の投票率でした。

平成 29 年度予算案では、市議選での予算は人件費も含めて 1 億 7098 万 4000 円となっています。

**Q9-1 そこでお尋ねします。**

前回の市議選時よりも 1400 万円ほど予算を増やして臨む今回の市議選ですが、前回 5.96 ポイントも投票率を下げ過去最低の 41.38%だった投票率をどこまで回復させる意気込みで臨まれるのか、その意気込みと具体的対策等をお聞かせください。

本年6月に実施される尼崎市議会議員選挙は、選挙権年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げられて初めての市議会議員選挙となります。

初めてだからこそ、今までにない具体的な取組みを行い目を引くことで投票率を上げるきっかけを作ることができると思います。

**Q9-2** そこでお尋ねします。

18歳・19歳の若者に向けた啓発はどのような計画がされているのでしょうか。

また、市内のどこかの高校をモデル校として学校内で実際に期日前投票を実施してもらいたいのですが、それを行う上で障壁となるものは何があるのでしょうか。

ご見解をお聞かせください。

10. まち情報発信事業費について

JR尼崎駅構内に設置したあまがさき・魅力案内所「あまらぶ i+Plus」ですが、戦略的・効果的に本市の魅力を発信する拠点となっているか疑問に感じています。

**Q10-1** そこでお尋ねします。

「あまらぶ i+Plus」への訪問者数は当初の計画と比べてどうなののでしょうか。

また、戦略的・効果的に本市の魅力を発信する拠点となっている根拠はどこにあるのでしょうか。費用対効果も含めて、「あまらぶ i+Plus」の必要性についても、ご見解をお聞かせください。



11. 都市整備局・駐車場事業費会計について

阪神尼崎駅の地下駐車場について、合計約 42 億 5000 万円もの市債償還金も、平成 29 年度が最終年となります。

**Q11-1** そこでお尋ねします。

平成 30 年度から、当事業での利益をどのように活用していくお考えなのでしょうか。  
また、耐用年数が 50 年と言われている中で、大規模修繕を見越して毎年どれくらい積立  
て行く必要があるのか、しっかりとした計画を立てられているのでしょうか。ご見解をお  
聞かせください。

12. 交通政策推進事業費について

交通政策推進事業費の 2 億 528 万円のうち阪神バスへの赤字路線への補助金が含まれていると思います。

**Q12-1** そこでお尋ねします。

阪神バスへの赤字路線への補助金は今年度 28 年の決算予定額ではいくらぐらいになるの  
でしょうか。また、平成 29 年度予算案でも 28 年度と同額と考えられているのでし  
ょうか。教えてください。

**Q12-2**

阪神バスへの赤字路線への補助金額ですが、どの様な計算式で算出されるのでしょうか。  
また、決算書内でこれが赤字路線分の部分ですというのは何を持って判断するのか分から  
ないのですが明確な計算式か根拠はありますか。教えてください。

阪神バスへの赤字路線への補助金額が 28 年度決算予定額と 29 年度当初予算額で同額ということに疑問を感じています。

**Q12-3** そこでお尋ねします。

阪神バスへの赤字路線への補助金は、28 年 29 年 30 年の 3 年間であったと思うのですが、それ以降についての路線維持を考慮しつつ経営指導的なことも合わせて阪神バスと協議は行われていますか。また、交通政策の専門家（プロ）も入っているのでしょうか。行われているなら現在の様な議論がされていますか。以上、3 点教えてください。

13. 財政調整／減債／公共施設整備基金積立金について

**Q13-1**

財政調整／減債／公共施設整備基金それぞれの基金の運用について、それぞれの運用額と運用方法、また、運用実績を教えてください。

**Q13-2**

現在様々な基金をラダー運用にて行っているとのことですが、長期で運用するのとラダー運用するのでは、どちらがメリットあるのでしょうか。また、双方のデメリットもあれば教えてください。

**Q13-3**

長期で運用を行う場合、いくらまでの額を運用することができるのか上限額という概念はあるのでしょうか。また、日々の資金の運用を考える中で年間いくらの余剰を見込んでいるのでしょうか。ご見解をお聞かせください。

庁内で収支不足に対する基金の活用で利率的には0.025%で予算計上されており、金融機関に対しての預金運用に関しては予算上0.43%で計上されているとのことです。

**Q13-4** そこでお尋ねします。

基金をいかに運用していくか、専門的な人材を登用して戦略的かつ効果的な基金の運用を行っている自治体はあるのでしょうか。また、本市においてそのようなお考えはあるのでしょうか。ご見解をお聞かせください。

14. 市営武庫3住宅第2期(宮ノ北住宅)建替事業について  
宮ノ北住宅のエリアは教育委員会が埋蔵文化財包蔵地に指定しています。  
しかし、本市HPでは「団地造成のため消滅」と明記されております。

**Q14-1** そこでお尋ねします。

なぜそのエリアが埋蔵文化財包蔵地に指定され、掘削の際には調査が必要ということになるのでしょうか。また、本市HPにも掲載されているように「団地造成のため消滅」となっているエリアは埋蔵文化財包蔵地から外すという柔軟な対応はなぜできないのでしょうか。ご見解をお聞かせください。

先日の代表質疑の中で、むこっこ北保育園の北側に戸建て住宅が建てられる予定について質問をさせていただきました。市長の答弁では「戸建て住宅であれば工事に伴う掘削深さが浅いことから、埋蔵文化財包蔵地の制限は受けず、売却価格への影響を受けることはありません」とありました。

しかし、保育園の保護者の方々などが求められているのは、保育園北側にスーパーなどのいわゆる生活利便施設を持って来るという計画です。そうすれば、保育園の北側がスーパーの裏側になるので車はほとんど通らなくなるので歩道がなくても一定の安全は確保できます。

**Q14-2** そこでお尋ねします。

生活利便施設であれば掘削深さも浅く埋蔵文化財包蔵地の制限は受けずに、保育園の北側に建設することは可能なのではないのでしょうか。ご見解をお聞かせください。

予定通り保育園の北側に戸建て住宅を建設する場合、やはり数十戸の住宅の通勤の車と、保育園の通園のための車とで特に朝はごった返し安全とは言い切れません。

先日の代表質疑の市長答弁の中で「通過交通が少なく、その道路を利用するのは、十数戸の戸建て住宅と保育園の車等に限られ、交通量も非常に少ないことから、歩道を整備しなくても、特に危険性はないものと考えております。」とありました。

**Q14-3** そこでお尋ねします。

歩道を作らなくても特に危険性はない、安全だと言い切れる根拠はどこにあるのでしょうか。ご見解をお聞かせください。

市営武庫 3 住宅第 2 期(宮ノ北住宅)建替事業は PFI 事業として進められております。

**Q14-4** そこでお尋ねします。

民間企業のプロポーザルを受け、街づくりを行っていく中で、そこに市長の想いや本市の未来図はどこまで反映され、また地域の願いや声はどこまで反映されるのでしょうか。ご見解をお聞かせください。